

平成 18 年 4 月 14 日

名古屋市長 松原武久 様

名古屋市公立大学法人評価委員会  
委員長 森 正夫

公立大学法人名古屋市立大学業務方法書に関する意見書

公立大学法人名古屋市立大学業務方法書について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 3 項に基づく名古屋市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第 22 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学が作成する業務方法書については、適当である。

以上